

I Cカード取扱規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 11 条）

第 2 章 運賃の減額（第 12 条）

第 3 章 効力（第 13 条－第 14 条）

附 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、大新東株式会社（以下「当社」という。）における、ＩＣカードを媒体とした乗車券（以下「ＩＣカード」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便向上と業務の適切な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社において旅客の運送等を行うＩＣカードは、次の各号のとおりとする。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｓｕｉｃａ」
- (2) 東日本旅客鉄道株式会社が相互利用を行う以下のＩＣカード
 - ア 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールＳｕｉｃａ」
 - イ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」
 - ウ 株式会社パスモが発行する「ＰＡＳＭＯ」
 - エ 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Ｋｉｔａｃａ」
 - オ 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
 - カ 株式会社エムアイシーが発行する「ｍａｎａｃａ」
 - キ 東海旅客鉄道株式会社が発行する「ＴＯＩＣＡ」
 - ク 株式会社スルッとKANSAIが発行するＩＣカード
 - ケ 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ＩＣＯＣＡ」
 - コ 九州旅客鉄道株式会社が発行する「ＳＵＧＯＣＡ」
 - サ 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
 - シ 株式会社ニモカが発行する「ｎｉｍｏｃａ」
- 2 前項にかかわらず、前項で定めるＩＣカードのうち、一部のＩＣカードについて、ＩＣカードを処理する機器で使用できない場合がある。
- 3 第1項のＩＣカードによる当社における旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。
- 4 この規則が改定された場合、以後のＩＣカードによる旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。
- 5 この規則に定めのない事項については、法令、当社の運送約款、東日本旅客鉄道株式会社が定めるＩＣカード取扱規則、及びこれらの規則に対する特約等の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「ＳＦ」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当するＩＣカードに記録される金銭的価値をいう。
- (2) 「記名ＩＣカード」とは、個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録されたＩＣカードをいう。
- (3) 「無記名ＩＣカード」とは、前号以外のＩＣカードをいう。
- (4) 「大人用ＩＣカード」とは、大人の利用に供する記名ＩＣカードをいう。

- (5) 「小児用 I C カード」とは、小児の利用に供するものであってカードに小児の使用者情報を記録した記名 I C カードをいう。
- (6) 「チャージ」とは、S F を積み増すことをいう。
- (7) 「バスリーダー・ライター」（以下、「バス R / W」という。）とは、I C カードへの情報書込み又は I C カードからの情報読取りを行う装置をいう。
- (8) 「I C 運賃」とは、普通旅客運賃のうち、1 枚の I C カードで運賃全額を一度に支払う場合に適用する運賃をいう。

（I C カード発行事業者から取得した個人情報の取扱い）

第 4 条 I C カードの利用者に連絡する必要が発生した場合、当社は当該 I C カードの発行事業者から個人情報を取得し、当該利用者に対して連絡する場合がある。

2 個人情報の取扱いに関しては、当社が別に定める個人情報保護方針により取り扱うものとする。

（契約の成立及び適用規定）

第 5 条 I C カードによる旅客運送の契約は、バス R / W で乗車処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

2 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

（使用方法及び制限事項）

第 6 条 I C カードを使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はバス R / W で乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバス R / W で降車処理を行い、また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は乗車時にバス R / W で乗車処理を行い、降車時に同一の I C カードによりバス R / W で降車処理を行わなければならない。

2 1 回の乗車につき、2 枚以上の I C カードを同時に使用することはできない。

3 運賃支払い時に、S F 残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は当社が別に定める方法で運賃を支払う。

4 I C カードの S F を使用して回数乗車券、定期乗車券及び当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。

5 1 0 円未満の S F は、I C 運賃を適用する場合を除き、旅客運賃等に充当することはできない。

6 記名 I C カードは、当該記名 I C カードに記録された記名本人以外が使用することはできない。

7 小児用 I C カードは、有効期限終了後は使用することができない。

8 偽造、変造又は不正に作成された I C カード、S F の機能を使用することはできない。

（旅客の同意）

第 7 条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(取扱車両)

第8条 ICカードの取扱車両は、当社の指定するバス等の車両において行うものとする。

(チャージ)

第9条 ICカードは、ICカードを処理する機器によりチャージすることができる。

2 ICカードの1枚当たりのSF残額は、20,000円を超えることはできない。

(SF残額の確認)

第10条 ICカードのSF残額は、ICカードを処理する機器により確認することができる。

2 ICカードのSF利用履歴の表示は、ICカードを処理する機器により行うことができる。

(免責事項)

第11条 この規則に定めのない、ICカードを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第2章 運賃の減額

(運賃の減額)

第12条 旅客がICカードを用いて乗車する場合、SFからの減額をもって運賃の支払いにあてることができる。

第3章 効力

(効力)

第13条 ICカードにより乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乗車後は、当日限り有効とする。なお、同一乗車で午前0時を跨いだ場合は、当日使用とみなす。
- (2) 途中下車の取扱いはない。
- (3) 前各号に定める以外の事項については、当社の運送約款の定めにより取り扱う。

(無効となる場合)

第14条 ICカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。この場合の取扱いは、第2条1項に定める各カードの発行取扱事業者の定めによる。

- (1) 乗車処理後のICカードを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 記名ICカードを記名人以外の者が使用した場合
- (3) 氏名、生年月日等の使用資格を偽って購入したICカードを使用した場合
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

- (5) 偽造、変造又は不正に作成されたＩＣカードを使用した場合
- (6) 旅客の故意又は重大な過失によりＩＣカードが障害状態になったと認められる場合
- (7) その他不正乗車の手段として使用した場合

附 則

この規則は、２０２５年３月１日から施行する。